

イギリス資本主義の発展と自由貿易政策

——ペーマスーンの対外政策と「自由貿易帝国主義」——

東 田 雅 博

一、本稿の課題と「自由貿易帝国主義」論

今日のイギリス史研究は、諸々の「再検討」により満されてい。十九世紀イギリス史研究についてもその事情は変わることはない。十九世紀史の場合、「小英國主義」、「夜警国家」論などがほぼ「神話」として葬り去られ、またかつてのようないブルジョアジーの興隆（一八三二年の選挙法改正、四六年の穀物法撤廃をメルクマールとする）の描写も全面的に書き改められている。

（）で列挙した諸問題を、個々別々に批判・修正しただけではおそらく新たな十九世紀イギリス史像構築の試みは豊かなものとはならないであろう。それらの総合的批判こそが実りある成果をもたらすであろう。とはいってもあんここれは容易ならざる仕事である。しかし、少くとも、（）した諸問題の批判的再検討は、それらの関連性を意識しないなさればならない。本稿は、これらの問題の関連性を念頭に、とりあえず十九世紀中葉におけるイギリスの世界的

地位に関する問題の再検討を試みることを課題としている。

十九世紀のイギリス資本主義の確立・展開は、自由貿易を武器として、世紀中葉に資本主義の世界体制を創出し、その中でイギリスは「世界の工場」・「世界の銀行」として君臨していた。かつて、このイギリスにとって黄金時代と呼びうる時代のイギリスの世界的地位に関する歴史像はかの「小英國主義」により形成されていた。こうした歴史像は一九五〇年代に、J. Gallagher と R. Robinson の画期的論文 “The Imperialism of Free Trade” の登場により崩れ去った。ギャラハーロビンソンは、通説に反して十九世紀中葉はこの時代の工業化を起動力として可能ならば「（併合よりも）より巧妙な方法」である「非公式」の手段による「非公式帝国」——（）では自由貿易による間接支配が行われる——の建設、必要とあらば端的に併合を意味する「公式」の手段による「公式帝国」——（）では直接的植民地支配が行われる——の建設という政策原理でイギリスの領土的・経済的膨脹が一貫して行われた時代であったとい

う。そして、かくの如きイギリスの「世界政策」を彼らは「自由貿易帝国主義」と呼んだのである。^①

「小英國主義」は、確かにこの「自由貿易帝国主義」論により葬り去られたが、この「自由貿易帝国主義」が学界において完全に定着したわけではない。特に D.C.M. Platt を中心としてそれに対する「留保」・「反対」が執拗に唱えられているからである。その第一の論点は、对外進出に際しての政府の役割をめぐってある。ギャラハーロビンソンは政府の役割を高く評価するのであるが、プラットは経済的利害を政治的手段で促進することについて政府はきわめて控え目であったとしたし、彼らの政府の役割についての議論は「イギリスの諸政府は一貫して利害関係のある様々な諸地域の状況に応じて最適の手段によりイギリスの霸権を確立・維持しようとした」という誤った想定に基づくものであるという。第二の論点は、イギリス商工業者らがその勢力を全世界に拡大しようという決意を持つたかどうかをめぐつてある。プラットは、イギリス産業界はギヤラハーロビンソンが「非公式帝国」とした中国、ラテン・アメリカなどの遠隔地市場に対して「無関心」であったとし^②。

本稿の課題は、第一に、特に第一の論点に焦点を合わせて「自由貿易帝国主義」への「留保」・「反対」に反駁し、「自由貿易帝国主義」論を擁護することである。換言すれば、十九世紀中葉におけるイギリスの「世界政策」としての「自由貿易帝国主義」を立証することと、イギリス資本主義の世界的展開がこの「自由貿易帝国主義」により導かれたことを立証することである。（但し、世界的展開と

註① とりあえず次を参照。柴田三千雄・松浦高嶺編『近代イギリス史の再検討』一九七一年、岡田与好「自由放任主義と社会改革」『社会科学研究』第十七卷四号、一九七六年。

② Econ. Hist. Rev., 2nd Ser., VI, 1953.

③ Ibid.; R. Robinson & J. Gallagher, Africa and the Victorians: The Official Mind of Imperialism, London, 1961, p. 5.

- ④ D. C. M. Platt, "The Imperialism of Free Trade: Some Reservations", *Econ. Hist. Rev.*, 2nd Ser., XXI, 1968.
- ⑤ Do, "Further Objections to an 'Imperialism of Free Trade', 1830-60", *Econ. Hist. Rev.*, 2nd Ser., XXVI, 1973.
- ⑥ いわゆる「自由貿易帝国主義」論争については、我が國でも多数の紹介があるが、そのうち主要なものは次のとおり。矢口考次郎「自由貿易帝国主義」論、「自由貿易帝国主義」論争史の研究」、一九七四年、毛利健三「自由貿易帝国主義」論争の意義と限界——自由貿易物神崇拜の視点から——」『社会科学研究』第116卷5号、一九七五年。
- ⑦ D. C. M. Platt, "Some Reservations", p. 306; do, *Finance, Trade and Politics in British Foreign Policy 1815-1914*, Oxford, 1968, pp. 360-362.

- ⑧ Do, "Further Objections", p. 79.

⑨ 摘護するべくしてやれば、やれはるゝで要約した限りでの「自由貿易帝国主義」論についてである。筆者がギャラハ＝ローブスンの議論のすべてを認めるところわけではない。例えば、彼らはその「自由貿易帝国主義」論でホブス、ホールムの「経済的帝国主義」を批判しているが (J. Gallagher & R. Robinson, "The Imperialism of Free Trade", pp. 12-15)、その批判はホブスの説批判としては妥当なものではある。〔但し、「イギリスにおける自由競争の全盛期」、すなわち一八四〇—一八六〇年代における自由競争の全盛期、すなわち一八四〇—一八六〇年代に

は、イギリスの指導的ブルジョア政治家たるは、植民政策に対する抗議、植民地の解放、イギリスからの植民地の完全な分離を、不可避的でしかるべき有益ないじだん考へてんだ」(ノーリンが書いた「帝国主義」、宇高訳、岩波文庫、一一一九頁) ノーリンが書いたことは事実に反しているところ彼の批判は全く出でる。山下浩「自由貿易」の逆説と英『帝国の保全』」「『島大学文学部紀要』第三回巻「一九七五年、神武庸四郎「十九世紀後半のイギリス資本主義と『自由貿易』」『歴史評論』三〇六号、一九七五年。「自由貿易帝国主義」は産業資本主義段階のイギリスの「世界政策」と理解すべきである。

- ⑩ Cf. Hans-Ulrich Wehler, "Bismarck's Imperialism 1862-1890", *Past & Present*, No. 48, 1970.

II-1. 自由貿易政策の確立

十九世紀におけるイギリス資本主義の発展にとって自由主義経済政策、なかんずく自由貿易政策の確立は緊急の課題であった。圧倒的な生産力の優位の下での自由貿易こそ世界市場制覇の主要な武器であったからである。十九世紀における自由貿易政策はいわゆる Liberal Toryism の時代から主として Huskisson の手によりある程度実施された。しかし、この自由貿易政策は種々の限界があり、とりわけ商工業のみを対象とし、農業部門に対しても穀物法=保護貿易政策を固執するという限界を持つていた。自由貿易政策の確立は一八四六年の穀物法撤廃の決定まで待たねばならなかった。この

Stanley によってされた保護貿易派 Protectionist party は、農業保護の存続を訴える農民・地主の組織である反同盟 Anti-League の圧力を受け一八四六年の議会において「世界の工場」イギリスとジーの興隆(コブデン、ブライト――反穀物法同盟)とのみ結びつけて考えられていたのであるが、今日では地主階級による新しい事態への適応によるものと理解されている。その事情については別稿においてすでに考察したので、それに依拠しながら要点のみ記すことにする。端的にいって、撤廃は、当時トーリー党の党首であり首相でもあった Sir Robert Peel およびペール派 Peelites のもじじだ「工業立国下地主支配」の名で呼ばれる地主階級の政治的支配とイギリス商工業の繁栄とを結合させたウイジン級の完成・公然化として行われたのである。反穀物法同盟とトーリーランド飢餓の創出した政治状況の中で、ピールは、地主階級の政治的支持の維持という絶対的要請を、ハイ・パー・シングによる外国農業との競争可能性という条件の中で穀物法=農業保護政策への固執ではなく、穀物法撤廃=自由貿易政策の確立によるイギリス商工業の世界的繁栄という方向に見出そうとしたのである。コブデンはともかく、反穀物法同盟を指導した急進派の多くの人々、そしてそれには集結した商工業者の穀物法撤廃の意図は、イギリスの「世界の工場」としての地位の維持にあつたのが、地主階級の側も、その政治的意図はともかく、積極的に「世界の工場」イギリスにややねい自由貿易政策を遂行する用意があつたといふことである。ゆえん、地主階級全体がそつであつたところではなう。Disraeli, Lord

註① Cf. M. B. Brown, *After Imperialism*, London 1963, rev. edn. 1970, p. 71. ハトゥンは次のように述べてゐる「自由貿易は他国の発展を阻止するイギリスの工業上の支配の道真であつた」。

② ウィキソーンの自由貿易政策については A. Brady, *William Huskisson and Liberal Reform*, London 1928を参照。

③ 以降詳しく述べた「穀物法撤廃の政治過程」(『史料研究』第1111号、一九七六年)を参照。

④ B. Semmell, *The Rise of Free Trade Imperialism*, Cambridge U.P. 1970, p. 166; W. D. Grampp, *The Manchester School of Economics*, London 1960, p. 5.

三、ペーマストンの対外政策の基調とナショナリズム

前章で述べたように、「世界の工場」イギリスにとっては自由貿易がナショナル・インテレストを促進するものとして遂行される必要があつたし、その政治体制も一八二〇年代以後次第に確立しつつあつた。

ところで自由貿易とは何であろうか。圧倒的な生産力的優位を持つイギリスを基軸とする当時の世界経済の構造の中では、自由貿易は決して抽象的平和的な経済理論ではなかつた。それは、端的にいつてイギリスの資本商品・資本を他国に流入させるための、當時の歴史的状況の中で考えられる最適の手段であつた。自由貿易の拡大とは、要するにイギリスの資本商品・資本の市場の拡大に他ならない。従つて、イギリスが自由貿易政策を採用したからといって世界の他の国々がそれに従うとは限らない。他国に自由貿易を強要するにはどうしても何らかの国家権力の助力が必要とするであろう。それでは、イギリス政府は市場の拡大——自由貿易の拡大のためにどれほど活動する用意があつたのか。換言すれば、イギリス政府はイギリス資本主義の世界的展開にどれほど関わる用意があつたのか。それを知るには当段階でのイギリス政府の対外政策を見る必要がある。

この十九世紀中葉においてイギリス政府の対外政策を代表したのはペーマストンであるといつて差支えない。この時期ペーマストンはイギリスのナショナル・インテレストを擁護・促進することを自らの社会的推進力となる理由はここにある。

こうした事実に照らして考えてみれば、ペーマストンのいう「ヨーロッパ製造業の競争が我々の生産物を急速に排除しつつある」という認識は、ヨーロッパ紡織工業の確立とその国内市场からのイギリス紡製品の排除という事実を把握したものといえる。一八三五年にすでに Baines⁽⁵⁾がアメリカ、フランス、ドイツにおける紡織工業の発展を警告しており、一八四〇年には、マンチュスター商業会議所会長の J.B. Smith⁽⁶⁾が輸入関税に関する調査特別委員会でロシア、ドイツ、プロンヤ、オランダ連合国において織布業が確立したためにイギリス紡製品のヨーロッパ向の輸出が減少したと証言していた。歐米諸国での紡工業の確立の時期決定、ならびにそのことにより実際に上どの程度イギリス紡製品が市場から排除されたのかについては本稿の課題ではないが、ともかくこの頃からヨーロッパ市場での競争が早くも意識され始め、ナショナル・インテレストの主軸をなすイギリス紡工業のために新たな市場をヨーロッパの外で開拓する必要に迫られていたのである。

そして、この新たな市場を開拓することが「政府の仕事」と認識されていたのである。では、その方法はどうか。ペーマストンは別

らの任務として活躍し、「国内内外においてイギリスの具現者」となつてゐたのである。アヘン戦争の渦中(一八四一年)、彼はインド総督 Lord Auckland 犹書簡の中で次のように述べている。

「ヨーロッパ工業の競争はヨーロッパ市場から我が国の生産物を急速に排除しつつある。我々は我が国の産業の生産物の新しい市場を世界の他の部分で全力をもつて探す努力をしなければならない。我々が生産しうるすべての製品に需要を提供するに十分世界は大きく、人間が必要とする物も多い。しかし、市場への道を開き確保することは政府の義務である」。

これが「自由貿易帝国主義」なるタームで呼ばれる十九世紀中葉のイギリスの对外發展の基本的発想であるといつてよからう。さて、ここで問題となつてゐる産業は紡工業以外には考えられない。イギリス紡工業は十九世紀の半ばまでに機械制大工業として確立し、十九世紀を通じて常に五〇%以上の輸出依存率を示すマッシブな輸出を敢行してイギリスの海外輸出の首位の座を維持しつづけ、当該段階において文字通りイギリスの对外関係の主軸となっていた。こういう意味で紡工業は、対外的にイギリスのナショナル・インテレストを代表するものといつてよかつた。ここでは市場が問題なので、それを Ellison の表⁽⁷⁾でみておこう。紡糸の場合、十九世紀の前半にはヨーロッパ市場が圧倒的割合を占めているが、後半にはその比重は低落し、代つてインド・極東市場の比重が高まり、一八八〇年代には両者の割合はほぼ同率になる。綿布の場合も、最初は欧米市場が中心であるが、やはり次第にインド・極東市場の比重が高まつて

この機会に（一八三九年八月）次のように述べている。現在の我が國の通商の全般的状況からみて、我が國の貿易の新しいチャネルを開拓し、既成のチャネルを拡大することは我々の義務である。その目的が最も効果的に達成されうるのは通商条約の締結によってのみではない。平和を維持することによつてイギリスの通商を相当程度に援助・増進することに成功してきたと私は信している。というのは、そのことなしに通商の繁栄を期待するのは無駄であるからです⁽⁸⁾。従つて、その方法はまず通商条約（自由貿易を主内容とする）の締結であるが、彼にいわせれば「平和を維持する」ことでも通商の拡大が為されるという。「平和を維持する」とはどういうことか。「我が國の海軍を他国のそれよりも強くすること以上に我が國が平和を維持するために持ちうるより良い、より必要な保障はない」という彼の発言から判断すれば、軍事力、とりわけ海軍力の増強を背景とする「平和の維持」に他ならない。この「平和の維持」には次のような事柄も含まれよう。「イギリス臣民は、世界のどこの地にいようと、イギリスの監視の目と武力 strong arm とが彼を不正と悪に対しても保護してくれるであろうことを確信してよい」というようなイギリス臣民の保護という役割である。以上の叙述の補強のために、更にもう一つペーマストンのスピーチを引用しておこう。「我々が七つの海に価値ある諸権益をもつ商業国であること、更に我々が広大かつ価値ある植民地を領有していることを考へるならば、有能な海軍を維持することが我が國の議会の最も重大な義務であるべきことは明白である」。

「我々の指導原理は、であるだけ国益を増進させる」とある^①。と考えていたペーマストンにとって、ヨーロッパ外の新しい市場を必要としていたイギリス商工業者、なからんずく綿工業資本の要請に応えて、世界最強の海軍を背景として海外市场——植民地——「公式帝国」と「七つの海の価値ある諸権益」——「非公式帝国」——を拡大・維持するためには政府が活動することは当然のことであったといえる。^②したがて、当該段階におけるイギリスの「世界政策」としての「自由貿易帝国主義」の政策主体がその全容を現わしている。その最大の立役者はもちろんペーマストンである。そして、ペーマストンの対外政策の基調は彼の死に至るまで変わることはなかつたのである。

さて、では次に彼のかくの如き対外政策、換言すれば、イギリス資本主義の世界的展開のための自由貿易の拡大の方法は、議会、あるいは世論にどう受け入れられたであろうか。結論的にいえば、議会では多少の抵抗を受けながら、世論からはほぼ手放しの賞賛をもって受け入れられ、後者の支援（ナショナリズム）を支えとして彼のかくの如き政策がイギリスを世界市場制覇へと導いたのである。

ここでは、对中国政策を例にとろう。アヘン戦争の時には、野党のトーリーがこの戦争を非難したが、党派的反対にすぎず、ペーマストンに対する不信任決議も否決されてしまった。しかも、次章で見るようにこの戦争に結着をつけた南京条約はトーリー政府により締結されたが、その内容はほぼペーマストンの提示した条件に沿うものであった。また、世論は、後に見るように、この戦争の結果を大いに歓迎した。アロー号事件の時には、清國駐在全権使節兼香港総

督 J.B. Bowring の処置（廣東砲撃）をめぐりて上下両院で論議が闘わされ、上院では Lord Derby が、下院ではコブデンが、それぞれペーマストンに対する不信任決議を提案し、上院では採択されなかつたが、下院では議会の憲法上の機能を無視するペーマストンの独裁への怒りを共有して成立したダービー派（保守党）、ピール派、ラッセル派（自由党の一部）、マンチエスター急進派の大連合により採択された。^③これに対し、ペーマストンは直ちに議会を解散し、「廣東で権力を掌握している一人の無礼な野蛮人がイギリスの国旗を屈辱した」というスローガンを掲げ、国民に判断を仰いだ。イギリス国民のナショナリズムに訴えたのだが、これは大成功を収めてペーマストンは圧勝し、他方で彼を徹底的に批判したコブデン・ダービー派らのマンチエスター急進派はほとんど落選した。かくて、彼はイギリス国民の支持を得、中国での軍事行動を続行させ、ダービー内閣時の天津条約の締結（一八五八年）を経て、遂に一八六〇年に北京条約という形でその成果を獲得したのである。

次に、従来の「自由貿易帝国主義」論では意識されてこなかつた「自由貿易帝国主義」の国内政治への反作用という問題を、このペーマストンの勝利という事実を手懸りに考えてみたい。さあほどの一八五七年の総選挙でマンチエスター急進派はほとんど落選したのだが、なかでも彼らの本拠地たるマンチエスターでのダービー派の落選はあわめて象徴的であった。^④この時、コブデンはこのことを嘆き次のように述べている。

「かくの如き俗物性とお恩の秘密はランカンシャーが享受している

繁栄にある。その繁栄は主としてダービー派に負つてゐるのである。その繁栄の結果は、トーリーの数を増加させ、ウイッグの政治をお上品なものにしてしまい、遂にその大部分の者が一人の熱心な急進主義者を彼らに十分お上品ではないと感じさせるに至つたのである。こうした事態は我々の輸出が現在の割合で増加し続ける限りイギリスの北部で進行するであろう。その当然の結果としてより多くのトーリーが当選するであろう」。「我々はよく我々の大きなパンがチャーチィズムを阻止したと自慢したが、それはこれまでのことでした。それは、しばしばウイッグをトーリーに、急進派をウイッグに変えたのである。否、そればかりではない。それは多くの非国教徒に彼らの諸原理を忘却せしめたのである」^⑤

このコブデンの文章を、「すべての国民のうちで最もブルジョア的なこの国民（イギリス国民）が最後にはブルジョアジーとなんんでブルジョア貴族とブルジョア的なプロレタリアートをもじらと思つてゐるらしい。」^⑥のことは全世界を収奪している国民にとっては、ややもある程度まで必然的である」と、一八五八年のエングルズによる指摘と共に考えてみれば、この問題は一応次のように説明できるであろう。地主政府がブルジョアジーの要求する政策を自らの利害に反するものでない限り、ナショナル・インタレストというより広い枠組の中で遂行し、そらする限り地主階級の政治的支配の安泰が保障されると、十九世紀のイギリス政治機構の中では、「全世界を収奪する国民」の政策としてのペーマストン的対外政策に支えられたイギリス資本主義の世界的展開——「自由貿易帝国主義」

Palmerston, 1852 (reprint New York 1972), p. 413.

- (2) D. Read, *Cobden and Bright: A Victorian Political Partnership*, London 1967, p. 136.

(3) Engels to Marx, 7 Oct. 1858 (*Marx-Engels on Britain*, 1962, pp. 537-38)『マニカク・ナハムルベ選集』第六卷、四九〇—一頁。

(4) J. Ridley, *op. cit.*, pp. 255-56.

(5) W. D. Jones & A. B. Brickson, *The Peelites, 1846-1857*, Ohio State U.P. 1972, pp. 199-200; J. Ridley, *op. cit.*, pp. 465-68; マニカク「ペーリー・ペル・内閣の敗北」『マニカク・ナハムルベ選集』第八卷上、一九四九年、一九一三一頁。

(6) J. Ridley, *op. cit.*, p. 468.

(7) *Ibid.*, p. 469. シーネ派の選舉後実質上解散した (W. D. Jones & A. B. Brickson, *op. cit.*, p. 203)。かくの如き運命に直面したマニカク・ナハムルベがイギリス政治史上どう位置づかれるのか興味深い問題であるが、これについてはさうあれど、N. McCord, "Cobden and Bright in Politics, 1846-1857" *Ideas and Institutions of Victorian England*, ed. R. Robson, London 1967, pp. 87-114 を参照。マニカク・ナハムルベが、トマス・モアの一般的名聲にもかかわらず十九世紀イギリス政治史上において全くの脇役でしかなかつたと述べられる。

(8) Cobden to Mr. Hargreaves 7 April 1857 (J. Morley, *op. cit.*, p. 662) や一ノイバードをヨーロッパと表現してゐるが、事

すでに述べたように、十九世紀を経るにつれてイギリス綿工業はヨーロッパ地域へとその市場を拡大し、特にアジア地域への進出を強めていた。こうした綿工業を先兵とするイギリス資本主義の世界市場制覇により資本主義の世界体制が創出されるのだが、この体制の中でアジア等の低開発世界はイギリスの工業製品（主として紡製品）を購入し、もっぱらイギリスにその第一次產品を売るところ、「従屬的・補完的經濟」としてイギリスの恒久的「ゲモニー」の下に組込まれていた。本章では、アジア地域が「自由貿易帝国主義」の展開によりイギリスの「従屬的・補完的經濟」として資本主義の世界体制の中に組込まれてゆくプロセスを見てゆく。

一 中國

「日本と我々との関係は、強力で文明化した国とより弱体で文明の遅れた国との通常の不可避的段階を通過しつつあると考えています。まず通商協定の締結。次に契約の不履行、不正、賠償の要求とその拒否。交戦による賠償の強制。一時的平靜。契約を破るうとする新たな動き。優勢な軍事力の誇示が行われ、遂に両国にとり有る。

「日本と我々との関係は、まだ中国から見て「いい」ではない、中國とインドを取上げるが、必ず中国から見て「いい」ではない。ペーマーストンは、英・仏・米・蘭四国連合艦隊の下関砲台攻撃の年（一八六四年）、Russell の書簡の中で次のように述べている。

益な平和で安定した通商関係が樹立されねば、我々は中国ではないのすべての段階を経てあた。日本ではないの半分ほど通過しただけである。

マニカク、通商協定の締結の前に軍事力の発動があつたこと、更にこの全過程がより暴力的であったという事實を忘却してはいるが、文明化物神崇拜とでもいふべき「ヴィクトリア期の膨脹の精神」を垣間みせながら、中国がイギリスの「ゲモニー」下に組入れられた諸段階があからさまに定式化されている。以下、順次この段階を追っていくことにしよう。

「自由貿易帝国主義」に反対するプラットは、イギリス産業界が中國などの遠隔地市場に対しても無関心であったと主張しているので、まずこの主張に対する反論から始めよう。ほぼ十九世紀を通じて、単に綿工業の利害代表としてのみならず、いわばイギリス財界の総本山として活躍したマンチエスター商業会議所は一八二〇年に設立されたが、この年会議所は「東インドおよび中国との貿易に関する請願書」を議会に提出し、その中で次のように中国市場への期待を述べている。「喜望峰以東の諸国、特に中国は、地球上の富裕で人口の多い部分との我々の通商を制限しているものが除去されるならば、この地区（マンチエスター）の綿工業にとって重要な市場となる」と。つまり、マンチエスター商業会議所は、その誕生の時から中国市場に相当な関心を持っていたといえるのである。そして、この関心が単なるジョスチアでなかったことは、彼らにより中国との通商の障壁になつていると看做されていた東印度会社の貿易独

1
中國

占に対する反対闘争により明らかである。その反対闘争は、マンチエスターのみならず、バーミンガム、リーズなどの商業会議所、更にリバプール東インド協会をも巻込み、東インド会社の貿易独占を支持したのは一部の毛織物業者のみという状況の中で、一八三三年に翌三四年からの貿易独占の廃止を決定させた。

この同じ一八三三年、自由貿易論者にして組織的植民の提唱者であった Wakefield はその著 *England and America*において中国における「自由貿易帝国主義」を予言していた。彼はいう。「もしもイギリス製品に対する海外の需要のうえに何らかの外国の制限があり、それがイギリス政府が除去しうるものであれば、その目的のために干渉することは、政府の本来の任務であり、義務である。貿易へのある種の制限がなければ最大量のイギリス製品を買う国民は中國人である」と。そして、事態は實際上この方向で展開していく。その最初の事件がいうまでもなくアヘン戦争である。

一八三四年の東インド会社の貿易独占廃止後も、イギリス商工業者の期待に反して中英貿易は順調に伸びず不安定なものであったので、マンチエスター商業會議所などがその安定化を要求していた。こうした状況の中で起つたのがアヘン戦争である。一八四〇年二月にイギリス政府は正式に出兵を決定したが、この時、外相ペーマ斯顿は清国に次のような要求を出した。一、没収アヘンの賠償金、二、全権使節 Elliot に傷害を負わせた代償として清国沿岸の島の割譲、三、中国商人のイギリス商人への負債を清国政府が支払うこと、四、廣東のみでなく、廈門、福州、寧波、上海でも貿易を許可

すること、五、イギリス軍の中国への遠征費用を負担すること、以上である。そして、Eliot への私信で、島の割譲にはあまり固執しておらず、それよりも完全な自由貿易が望ましいと政府の要求について補足説明を与えていた。ペーマ斯顿はこのような線に沿って对中国交渉が行われることを期待したのであるが、一八四一年一月に締結された仮条約の内容は彼を満足させなかつた。そこで、彼はエリオットに代えて Sir Henry Pottinger を全権使節に任命し、彼の最初の条件を貫徹させるべく戦争を続行させた。この年の八月にはウイッグは総選挙に敗北し、翌年の八月に南京条約を締結したのはトーリー政府であったが、その条約の内容はほぼペーマ斯顿の条件に沿うものであった。かくして、イギリスの軍艦を繰出したアヘン戦争は終結したのだが、ペーマ斯顿の目的は、第三章で引用した手紙にあつたように、ヨーロッパ市場での競争の激化に直面したイギリス商業（綿工業）に新しい市場を開拓すること、自由貿易を拡大することにあつた。彼はイギリス貿易のために市場を開拓するという政府の義務を遂行したのである。

一八四四年にアヘン戦争の英雄ボティンジャーが帰国した時、イギリス商工業者は彼を熱烈に歓迎し、彼の方も「ランカシャーの全工場といえども、この国（中国）の一省に十分な靴下の材料を製造することはできない」などと演説し、彼らの中国市场への期待を煽っていた。ところが对中国貿易は好況と不況の間を激しく揺れ動き、その輸出額は期待されたほどには伸びなかつた。

アヘン戦争により中国に自由貿易を強制することに成功したにも拘らず、中国はイギリス商工業界の期待を満す市場とはならなかったのである。それは何故か。一八四七年に中国貿易特別調査委員会が設けられ、アヘン貿易が中国の購買力を吸いつくしているという認識を示してはいたが、その根本的な原因は解明していかなかつた。その根本的原因とは何か。それを明らかにしたのが、一八五二年に書かれ一八五九年に日の目をみた、かの「ミッチャエル報告書」である。この「報告書」は、南京条約により貿易の障害となるものが除去されたにもかかわらず対清国向工業製品の輸出が伸びない根本的原因を、到底イギリス綿工業が競争しえない低廉さで生産される中国の土着綿工業の存在に見出した。かくて、その原因是、

「小農業と家内工業の結合である中国社会の経済構造」に関わつて

いることが明らかにされたのである。对中国貿易を急速に増加せんとすればこの中国社会の経済構造を破壊するしかないのだが、「公式帝国」でない中国においては、それはとりあえずは流通過程での資本商品の分解作用を待つしかなく、その作用は徐々にしか効果を現わさない。これが当時の状況であったといえよう。加えて、清国政府が本気で南京条約を履行しようとしてしないこともイギリスの商業界は不満を持っていた。

こうした、イギリスにとってまことに不満足な状況の中で起つたのがアロー号事件であり、それを契機とするアロー号戦争（第二次アヘン戦争）であった。アロー号事件に関して一八五七年の議会で盛んに討論が行われたが、その議論はバウリングの行為が正しかつたか否かに集中されていた。しかし、こうした議論はなんの意義も

最初は敵正中立を守るという態度を取っていたが、天津・北京条約締結後その態度を変え、清朝側を支持し太平軍を攻撃した。この態度の変化をハーマストンは大要次のように説明している。——我々は清朝と過去において争ったが今は友好状態にあり、清国との貿易はこの四年間に大いに増加した。我々は太平軍から清朝を守つていらが、それは「中国が内乱状態にあることは中國と貿易している人々の利益にならないからである」。太平軍は権力を掌握するには十分強力でないので、内乱を終結させる唯一の方針は中国の皇帝が彼らを鎮圧するのを助けることである。

要するに、イギリスの経済的利害のために内政干渉を敢行したのである。

かくして、天津・北京条約締結、太平天国の乱鎮圧を経て、本章の冒頭の引用文においてハーマストンが述べたように、「遂に両国にとり有益な平和で安定した通商関係」が樹立されたのである。但し、いまでもなく、「両国にとり」とは「自由貿易帝国主義」者の言分である。また、この時期においては、イギリスが群を抜く市場占有率を確保していたとはいえ、「公式帝国」でない中国市場の独占は不可能であり、フランス、ロシア、アメリカとの競合は免れえなかつた。帝国主義時代の開幕が目前に迫つていたのである。

2 インド

中国は「非公式」的手段によりイギリスのヘゲモニー下に組込まれのだが、次に「公式」的手段により組込まれたインドの場合を見て

して責任を負つていたからである。⁽²⁾

これを手懸りに、「公式帝国」インドの建設と支配の実態について見てみよう。ハーネティ⁽³⁾が述べていてるように、十九世紀中葉にイギリスは着々とインドを併合し、「公式帝国」を拡大していたのであるが、この併合政策はもちろんハーマストンの支持を得ていた。そして、少くともベラールやナグプールの併合の場合は、アメリカ綿花の供給減少・途絶に備え、かつその価格を低く抑える「バックアップ・ソース」としてインドを開拓することを要求していたイギリス綿工業の要請に沿うものであった。インド総督 Lord Dalhousie はナグプールとベラールの併合の翌年、監督局長 Sir Charles Wood に次のように述べている。「私は、ナグプールとベラールの占領があなたの工業上の困難、つまり綿花供給に對して持つ意味に特に注目していただきたい」と。また一八五六年に公刊された議会報告書の中では、彼は「インド大陸の中で知られている最上質の綿花地帯を獲得した。かくて、イギリス工業の中の一つの重要な部門の原料の不足を補える大きな追加的供給のチャンネルを開拓した」とこれらの併合を自賛していた。かくて、インドを原綿供給地として開発したいというイギリス綿工業の願望を少くとも一つの要因としてインドの「公式帝国」は拡大・建設されたのである。

この「公式帝国」インドにおいては、通説でいうところのいわゆる「レッセ・フェールの時代」、「植民地への無関心の時代」に、十九世紀中葉におけるイギリス自由貿易運動の本質を白日のもとに晒しつつ、レッセ・フェール、自由貿易と様々な国家干渉が同時に要

いこう。実をいえば、「自由貿易帝国主義」論争においては、インドをこの問題の枠内に入れるべきかどうかをめぐつて対立が続いている。R. J. Moore, P. Harnett⁽⁴⁾らがギャラハ・ロビンソンらの問題意識に沿つてイギリスの対インド政策を「自由貿易帝国主義」の立証のための重要な根拠であると主張するのに対し、プラット⁽⁵⁾は、インドは特別なケースである繼承された帝国だとしてインドをこの問題の枠外に置いて。筆者はプラットの主張を支持しない。次のようなハーネティ⁽⁶⁾のプラット批判はきわめて説得的である。第一に、インドは十九世紀中葉においては単なる繼承された帝国ではなかつた。膨脹は、一八四六年の自由貿易の勝利以後も続いた。その主なものだけ挙げると、一八四九年にはベンジャバ⁽⁷⁾が、一八五三年にはベラールとナグプールが、一八五六にはオウド⁽⁸⁾が、それぞれ併合されている。しかも、ベラールとナグプールは、その綿花生産能力に目をつけられ併合されたのである。第二に、帝国の最重要部分であるインドを除外してヴィクトリア中期の帝国への態度を考察することは歴史的に不可能である。更に、一八五八年にインドの支配権が東インド会社からイギリス国王の手に移つたことにより——これはランカシャー⁽⁹⁾が長らく要求していた変化であった——、インドは以前よりもずっと緊密に帝国に統合された。今やインド大臣がインドの行政に對して詳細な支配権行使することになった。同時に、彼は、彼の前任者であった監督局長よりもずっと、ランカシャー綿工業ロビーのようない政治的圧力グループに感化されやすくなつた。というのは、監督局長は、東インド会社の取締役会と共同

求・実現され經濟的植民地としての開發が行われた。

後進国をイギリスを中心とする資本主義の世界体制の中にイギリスにとっての「補完的・衛星型經濟」として組込む主要武器であつた自由貿易は、中国に對しては軍事力の発動をもつて強制されたが、インドへの「自由貿易の強制」は、イギリス政府——インド政府——イギリス産業資本(綿工業)の間に一定の離間性を見せつつ、最終的には産業資本の壓力を動因としてイギリスの政治状況・構造からの規定の中で三者が経済的ナショナリズムの方向に包み込まれる形で実現される。ここでいう「自由貿易の強制」とは、もちろん中国におけるような開港と不平等条約の締結という問題ではない。インドにおける自由貿易は一八一三年の東インド会社の貿易独占の廢止により一応実現されている。それは次のようなことである。セポイの反乱後、インド政府は財政難に陥り、これを解決するため輸入関税を綿糸の場合従来の三・五%を一八五九年に五%に、統じて六〇年に一〇%に引上げ、綿布の場合は従来の五%を五九年に一〇%に引上げたのだが、これに対しイギリス綿工業の利害を代表するマンチエスター商業會議所などが引上げ反対、更には徹廃を要求しイギリス政府——インド政府に圧力をかけ結局、一八六二年に綿糸・綿布関税が旧水準(それぞれ三・五%・五%)に引下げられ、一八八二年には遂に關稅が徹廃されるに至る。これがここでいう「自由貿易の強制」である。但し、八二年は我々の視界からは遠すぎるのと、とりあえず六二年の旧水準への引下げまでを問題としよう。この時のマンチエスター商業會議所らの輸入關稅引下げ・徹廃の論拠は、一、

それが自由貿易の原理に反すること、二、それがインド綿工業に保護を与えていたこと、三、その結果、インドの産業を農業から他の生産的でないチャンネルに逸し、そのため綿花価格を上昇させ、インド綿花の購買者であるイギリス綿工業の生産費を高めている、などというものであった。要するに、彼らの主張は彼らの錦の御旗たる自由貿易の原理を大義名分として印度はイギリスの綿製品市場・原綿供給地以外であつてはならないと主張するのである。彼らはこうした論拠を押し立て、イギリス政府——印度政府に、首相ペーマ斯顿、印度大臣ウッドとの直接会談、議会への請願などを直接・間接に圧力をかけた。

これに対し、イギリス政府——印度政府は、印度輸入関税が保護関税であつてはならないという点ではマンチエスター商業会議所らと一致していたが、ただ統治責任者として印度財政のバランスを取らねばならないという事情から、当初は財政状態が好転すれば軽減するという約束を与えるのみで彼らの要求を認めなかつた。しかし、南北戦争による綿花飢餓・原綿価格騰貴の中での不況にあえぐマンチエスター商業会議所などからより強力な圧力を受け、イギリス政府——印度政府は、印度財政好転の見込みの下で、マンチエスター等の綿工業関係者を鎮静させる政治的必要を優先させインド輸入関税の旧水準への引下げを決定したのである。

イギリス政府——印度政府がこの決定を下した事情をもう少し具体的に見ておこう。一八六二年二月には、関税の軽減には印度財政の好転という条件が必要であると考えていたウッドが、三月に

歓迎したことはいうまでもない。また後日、印度財政の予想は誤つており、実際は赤字になることが判明し、ウッドは印度政府に教育と公共事業への出費は抑えるよう指示したが、この関税軽減には十分贅意を表明していた。

マンチエスター商業会議所などの綿工業関係者は、かくの如き自由貿易原理の貫徹を大義名分とする輸入関税引下げ・撤廃の要求という、レッセ・フェール、自由貿易の原理が支配的影響力をもつていた十九世紀のイギリスにおいては正當化されなくはない要求と共に、他方において、イギリス綿工業の原綿供給地として印度を開発するため様々な国家干渉（例えば、印度綿花の品質改良のための諸政策等）⁽¹⁾を印度はレッセ・フェール、自由貿易の例外であると主張して要求し、また、印度をイギリスの綿製品市場・原綿供給地として開発することに関連して鉄道・運河・道路等の交通手段の改善・拡充のための公共事業をも要求していた。前者については、少くともレッセ・フェールの信奉者たるウッドが印度大臣として在任中はきわめて限定された政策しか実施されなかつたが、後者についてはこのウッドの在任中にもかなり実施されていた。前者については、ウッドは需給の法則の作用に任せるべきと考えていたが、後者については、ウッドらも政府が印度の交通手段を発達させることによってはこのウッドの在任中にもかなり実施されていた。前者については、ウッドは需給の法則の作用に任せるべきと考えていたが、後者については、ウッドらも政府が印度の交通手段を発達させることによってはこのウッドの在任中にもかなり実施されていた。前者については、ウッドは需給の法則の作用に任せるべきと考えていたが、後者については、ウッドらも政府が印度の交通手段を発達させることによってはこのウッドの在任中にもかなり実施されていた。

は綿工業関係者の輸入関税への不満（特に「〇%課せられた綿布に対する）に関して印度総督 Lord Elgin に次のように述べてゐる。「彼らの被害は感情的なものである。彼らの被害についての言分は全くの戯言にすぎず、一〇%がその被害に関係があるとは考えないが、そうすること（五%に軽減すること）は大変好評を博すことになり、彼らの被害によって擾乱された感情を鎮静させるであろう」と。四月九日には、エルギンがウッドに、「一八六二年一三年度について一〇〇万ポンド以上の財政余剰が見込める」とを報告し、その使い道として、現行の輸入関税は保護的機能を果しており、またたとえそのことが明白でないにしても、この関税がイギリス国内で引起している不満が悪影響をもたらすことを避けることはきわめて望しいとして関税の軽減を勧めていた。これが政治的必要を優先させた具体的事情である。綿糸・綿布関税の旧水準への引下げは印度総督参事會財務委員 S. Laing により一八六二年四月一六日に宣言されたのだが、その理由は、「一、現行輸入関税の賦課の対象はもっぱらイギリス製品があるので、それはイギリスの帝国的利害を損ねている、二、それは自由貿易の原理に照して妥当性を欠いている」というものであった。この決定を導いた背景には、この理由に見られるように、また、この翌日レイングが「私は、イギリスが両国（英印）間の貿易が有害な干渉を受けないように必要な収入を徴収するよう印度に要求しうる相当な根拠があることを否定しえない」と述べたように、イギリスの経済的ナショナリズムも存在していたといえる。なお、イギリスにおいてウッドがこの決定を在していなかったといえる。

のための道路建設等の公共事業に使用する権限を印度政府に与えたが、この時すでに印度政府は、それをイギリス軍のためのバラック建設に使用することを決定してしまつていて、この事態に当惑してウッドは印度総督参事會財務委員 Sir C. Trevelyan に次のよう文面の書簡を送った。「あなたは綿花の生産と輸送を促進するあらゆる手段に関する我が国の感情の状態を御存知のことと思います。私はこの目的のために三〇〇万ポンドを許可した。……もし私が灌漑などのための資金をブラックなどに送り込めば必ず起るであろう綿業利害関係者 cotton people の蜂起を想像して下さい」（一八六三年三月九日）。「この点に関しては、私は強い調子にならざるを得ない。どうか自然的な行為をしないでもらいたい。……敏感な綿業利害関係者は、我々が彼らを無視していると述べている。彼らは五%の関税については気にしていないが、我々は道路を建設しなければならないと述べている。彼らが道路を建設しなければならないというのは正当である」（三月十六日）。そして、結局、このウッドの希望は印度政府に受け入れられることになった。

十九世紀中葉において印度は、イギリスにとって綿製品市場、原綿供給地、鉄道資材とそれに結びついた資本の市場、イギリスのアジア貿易の中心地、アジアにおけるイギリスの兵備、としてまさにイギリス帝国の最重要部分だったのであるが、その地位は、上述のような諸政策によりイギリスによって印度に与えられたのである。

pp. 300-1.

(5) 織糸ぐの關稅は一八六一年より一九一〇年までだんだんと減った。

(6) Wood to Elgin, 3 Mar. 1862, (P. Harnetty, "The Imperialism of Free Trade", p. 346).

(7) Elgin to Wood, 9 April 1862 (*Ibid.*).

(8) *Ibid.*, p. 347.

(9) P. Harnetty, *Imperialism and Free Trade*, p. 7.

(10) P. Harnetty, "The Imperialism of Free Trade", p. 348.

(11) P. Harnetty, *Imperialism and Free Trade*, chap. 3. 例え

"^はかのコトハドカバ一八六〇年の十説など、ハシカシヤー（綿工業）の人々はイングランド問題になると自由貿易の原理を守らねばといふ非難に対し、アダム・スーズの原理はイギリスとイングランドとの関係には及ばず、アメリカからの綿花供給の中斷によって国家的災害は政府による介入を正当化するる反論したことだ。今くともイングランドに關してはマンチュスター派よりも大臣ウッズの方がはるかにショヤ・フォール、自由貿易に忠実であつた (*Ibid.*, p. 51)。

(12) *Ibid.*, chap. 4. パ・ハーネッティはかくの如きイギリス綿工業資本のショヤ・フォール、自由貿易と国家干渉の御都合主義的併用による利害の貫徹といふ態度の中に、イギリスの自由貿易の教義と帝国的利害との「統合」と「調和」を見出していく。*(Ibid.*, pp. 123-126)。筆者はこれが十九世紀中葉のイギリス自由貿易運動の本質であり、「自由貿易帝国主義」の本質にも連

なる態度であると言ふ。ただ、産業資本家などとは一応区別されるが、だんだんハーネッティ、ハーヴィルの「自由貿易帝国主義」論の中やむの位置でいかがは今後の課題である。

(13) *Ibid.*, pp. 43-47, 51; W. A. Silver, *op. cit.*, p. 171. いの政策に政府が積極的でなかつために、その理由はマンチュスター等の綿業利害関係者の態度そのものがおこなつたからにあら。

(14) P. Harnetty, *Imperialism and Free Trade*, pp. 51, 62.

(15) *Ibid.*, p. 63.

(16) *Ibid.*, p. 64.

(17) *Ibid.*

(18) E. J. Hobsbawm, *op. cit.*, p. 122; L. H. Jenks, *The Migration of British capital to 1875*, London 1938, p. 207.

(19) R. Robinson & J. Gallagher, *Africa and the Victorians*, p. 11-13.

四、結語

以上の分析から、十九世紀中葉における資本主義の世界体制を構築する起動力となつたイギリス資本主義の世界的展開が当該段階におけるイギリスの「世界政策」としての「自由貿易帝国主義」により導かれたと言つても大過ないであらう。「自由貿易帝国主義」の社会的推進力たるイギリス綿工業資本の圧力を起動力として、イングランドは併合により「公式帝国」が建設され、世紀中葉のイギリス自由

註① 第一章註⑦参照。

(2) D. C. M. Platt, "Some Reservations", p. 306. かくの如きハシカシヤーのイギリスの世界経済上の霸権は政府の対外活動(干渉)とは關係なく確立・維持されたことの主張は、「政府の正統的機能 legitimate functions は、市場を開くこと、條約上の権利の維持およびイギリス臣民の保護」であるとする認識 (D. C. M. Platt, *Finance, Trade, and Politics in British Foreign Policy 1815-1914*, 1968, pp. 360) への正統的機能によゐる。イギリスの霸権の確立・維持は問題外であるといふ理解とを前提とする。

いづれした考え方は、次の三点で批判されるべきであらう。

第一に、政府の正統的機能についての指摘を一般論として正しくと認めたとしても、そのことが政府が必要とあらば正統的機能以上に重要であったことを否定するにはならない(例えはプラットは内政干渉はしない)といふのがイギリス外交政策の原則であるといふが、太平天国の乱の鎮圧は内政干渉以外の何ものでもない)。第二に、正統的機能そのものがイギリスの霸権の確立・維持に決定的役割を果したと考える方が歴史の実態に則している。端的にいって、プラットには、彼のいう正統的機能が——たとえ平和的に作動したとしても——その作動対象となつた国をイギリスの「公式帝国」化してしまつともありふるという視角が欠落している(十九世紀中葉における世界史

状況の中での自由貿易の機能を想起せよ)。第三に、第11点に関連して、そもそも市場の開放には軍事力(国家権力)の発動は不可避ではなかろうか。プラットは反対しているが(D.C. M. Platt, "Some Reservations", p. 304), 中國での場合を考えれば、軍事力がイギリスの商業上の覇権獲得のための常套手段であつたという方に歴史のリアリティがあるようと思われる。

〔追記〕 本稿は、一九七七年度広島史学研究会大会シンポジウム(テーマ=「資本主義確立期の諸特質」)での報告に一部補正を加えたものである。

広島史学研究会会則

(一九七四年一〇月改正)

第一条 本会は広島史学研究会と称す。
第二条 本会は歴史学および歴史学に関連する諸科学を研究し、並んでその普及ならびにこれらの研究者の連絡協同を目的とする。

本会は次の事業を行なう。

会誌「史学研究」の発行

研究会・講演会・討論会および資料展覧会等の開催

図書出版

第三条 その他本会の目的を達成するに適当な諸事業

第四条 本会の目的に賛同する者は会員となることができる。会員は所定の会費(年額二、〇〇〇円)を納めて本会の事業に参加し、会誌の配布を受けるものとする。会員は年一回の総会において

本会の会計および事業を議決し役員を選任する。

第五条 本会に次の役員を置く。任期は一年とし再任をさまたげない。

理 事 二名
監 事 二名
評 議 員 若干名

理事は理事会で選出される。

理事長は理事会において互選され、本会を代表する。

監事は会計を監査する。

評議員は理事会の推薦により、総会の承認を得て選任され、理事会の諮詢に応ずる。

第六条 理事会は第三条に定める事業を遂行するため委員会を置き、委員若干名を委嘱する。

第七条 本会は事務室を広島大学文学部内におく。

付 則

一、 本会の会計年度ならびに役員年度は一月一日から一月三一日までとする。

二、 本会則は昭和四九年度からその効力を発するものとする。

◎ 会費年額二、〇〇〇円は前納。

◎ 「史学研究」は年四回発行。